

皆様にご協力いただいたアンケートを集計した結果、2013春闘および年間一時金要求案が決定いたしました。

2013春闘および年間一時金要求(案) 決定!

☆ 2013年 春闘要求(案)

1. 賃金に関する要求

- ①賃上げ6,000円を要求する。
- ②新報酬制度と新職務等級制度に反対し、住宅・家族・年功手当を従来通り支給すること。元の制度に戻すことを要求する。

2. 諸手当に対する要求

- ①屋外作業手当 : 勤務の大半を屋外作業に従事する従業員に、毎月3,000円を支給すること。
- ②夜勤手当 : 午後8時から午前7時まで勤務する時間帯に対して、基本給の50%の割増賃金を支給すること。
- ③通勤手当 : 高速代を往復分支給すること。
- ④祝祭日出勤手当 : 祝祭日に勤務することを要求された従業員に対し1労働日につき1,000円を支給すること。
- ⑤危険物取扱い手当 : 有効な会社指定の資格を有する危険物取扱者に対し毎月7,000円を支給すること。
- ⑥国内外の出張手当 : 日帰りの場合5,000円、宿泊の場合一泊につき10,000円を支給すること。
出張経費については仮払い等により従業員に一切の負担を負わせないこと。
- ⑦高所作業手当 : 高所作業を行った従業員に対して1日につき1,000円を支給すること。
- ⑧大型トラック手当 : 大型トラックを運転した従業員に対して1日につき1,000円を支給すること。

3. 定期昇給制度

公平で透明性のある定期昇給制度を作り、組合員に対して明示すること。ペイスケールを上方修正すること。

4. 人員要求について

非正規職でなく正社員での人員要求をする。

5. 福利厚生に関する要求

社会保険負担比率に関する要求

健康保険 労3 : 使7 厚生年金 労3 : 使7 雇用保険 労3 : 使7

6. 定年退職に関する要求

A. 定年退職

- ①退職年齢を65歳とする。

B. 退職金について

- ①退職金の算定基礎額を、基本給+住宅手当+家族手当+シフト勤務手当+ランプ運転手当+年功手当とすること。
- ②勤続年数30年以降は、現行の退職金係数に1年毎に1.9を加算すること。
- ③会社都合による退職の場合は上記②において計算される額の3倍の退職金を支給すること。
- ④退職金は賃金の支払い確保等に関する法律により、日本国内で積み立て、組合と協議し保全措置を講じること。

7. 組合に関する要求

- ①成田空港、関西空港、及びジャパン社の会社施設における組合事務所・掲示板の貸与。
- ②組合員による組合活動に対するピープルマニュアルの適用除外。
- ③会社は組合が組合活動のために必要とするときには、会社の業務に支障なき限り、会議室、食堂等の会社施設を無償で貸与する。
- ④団体交渉に参加する組合役員に対する便宜供与(団体交渉時の有給、割引航空券の交付、引き続き勤務につく場合の休憩時間)

8. 協約文に関する要求

- ①1999年協約第18条(協約文書)を次のように一部改定すること。
この協約の適応、又は解釈について疑義が生じた場合は、日本文をもって意味を確定する。
- ②1999年協約19条(発生日及び有効期間)
本協約の有効期限は2013年4月1日から2014年3月31日までとする。

☆ 2013年 年間一時金要求(案)

1. 夏季一時金

- ①(家族+住宅+年功手当) × 3.5ヵ月
- ②支給日 2013年6月10日とする。

2. 冬季一時金

- ①基本給 × 12ヵ月 × 12% + (家族+住宅+年功手当) × 3.5ヵ月
- ②支給日 2013年12月10日とする。

今後の日程

2月20日(水) 成田オルグ 第1回 14:00~15:00 第2回 15:00~16:00 場所: 大会議室
3月 2日(土) 第1回臨時代議員総会 13:00~ 場所: 成田勤労会館

KIX 稗田さんの不当降格処分撤回控訴審裁判の第3回の期日が決まりました。大阪高裁 2月25日 16:30開始となります。関西地区の皆さん、交通費は組合負担となりますので多数の傍聴参加をお願いします。